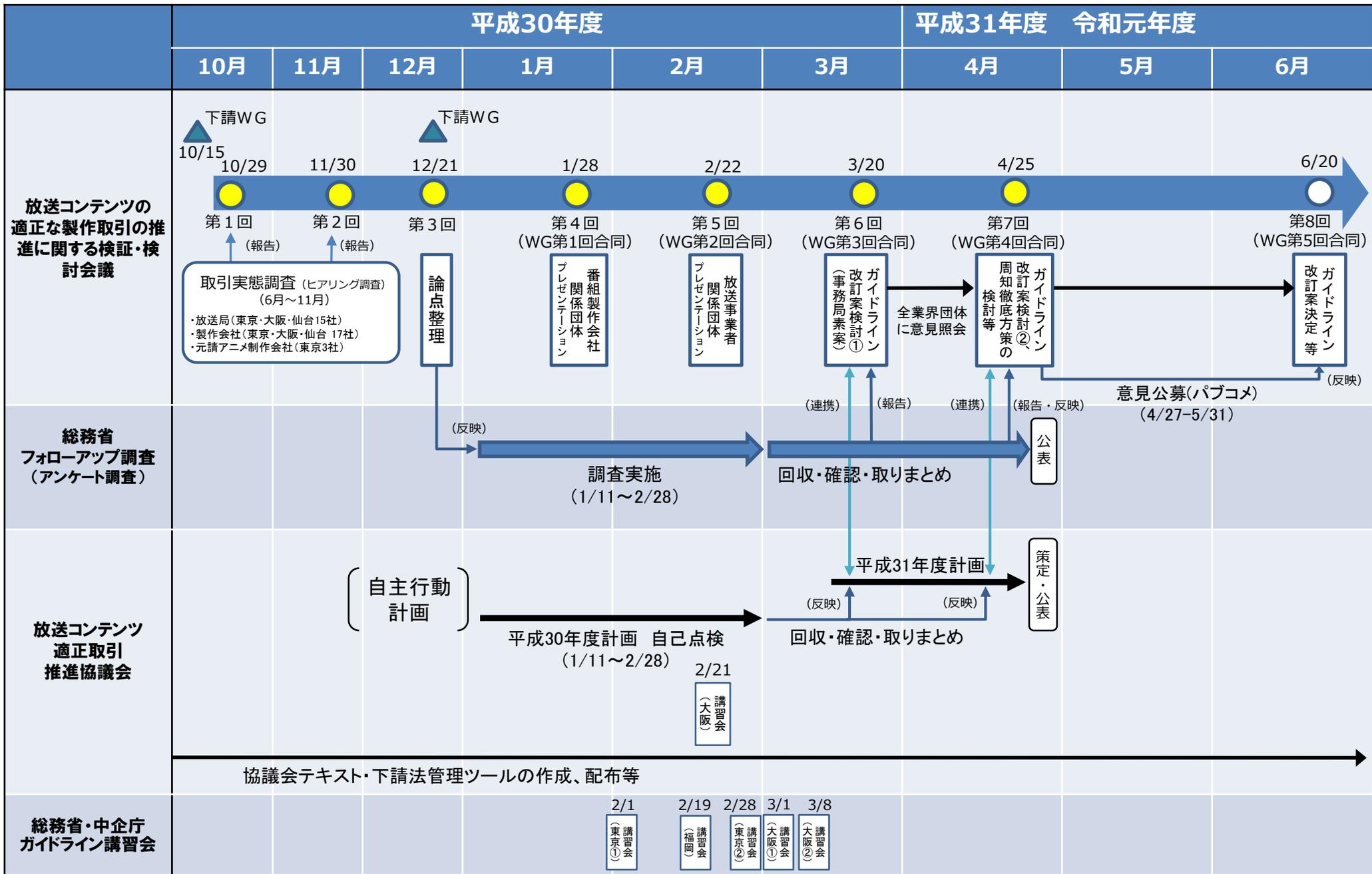


規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定） を受けた対応について

②放送コンテンツの製作取引適正化に 関する取組について

令和元年5月17日
総務省情報流通行政局

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する取組状況



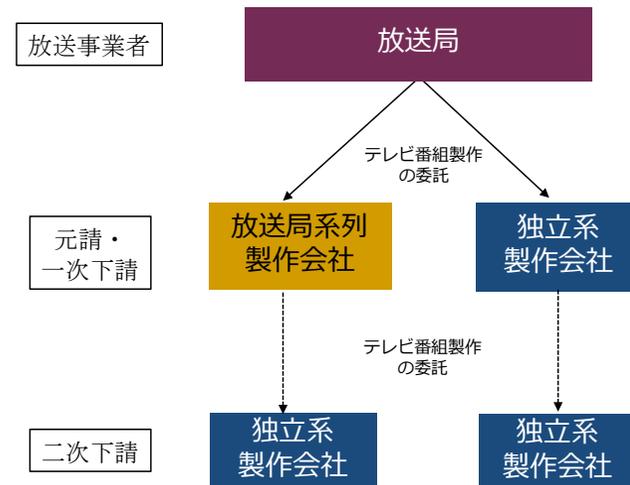
○ 下請構造

- 放送番組（ドラマ、バラエティ等のテレビ番組）の製作委託の受注構造は、多くは1層構造である。

【参考：総務省平成29年度フォローアップ調査】

- 放送局から元請・一次として受注⇒76.5%
- 元請・一次から二次として受注⇒21.2%
- 三次下請として受注⇒0.5%

放送コンテンツ分野の下請構造（イメージ図）



○ 取引価格の設定等

- ほぼ全ての取引で事前に協議が行われているが、十分でないと捉えられるケースもあり。
- 見積書は作成されている場合とされていない場合がある。
- 受発注相互の「相場観」、「値頃感」を基に協議（交渉）が行われていることが多い。
- 著作権の帰属に関する事前協議の有無、取引内容の変更・やり直し等について、放送局と製作会社との間で一部認識の差が見られた。（総務省平成29年度フォローアップ調査結果と同様）

- 総務省は、公正取引委員会及び中小企業庁と協力し、平成30年6月から11月にかけて、番組制作に関わる取引について、番組製作会社及び放送事業者計32社に対してヒアリングによる実態調査を実施。
- 総務省では、平成30年10月から「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」(座長:舟田正之 立教大学名誉教授)を開催しているが、上記実態調査の結果を同会議に報告し、平成30年12月に公表した「論点整理」等において、受注側と発注側の認識の差異の要因等を明らかにした。

項目	受注側と発注側の認識の差異 <small><数値は、総務省H29年度フォローアップ調査、 ()内の数値は、総務省H30年度フォローアップ調査の数値></small>	受注側と発注側の認識の差異の要因 <small><論点整理(平成30年12月)></small>
1. 契約書・発注書の交付	「発注書の書面の交付が行われていない場合があった」 ⇒ 製作会社 39.6%(38.3%) 放送事業者 14.2%(17.8%)	○ 放送事業者は、下請法対象の情報成果物作成委託については必ず発注書(及び、多くの場合は契約書)を交付していたとする一方、製作会社は、 <u>下請法対象以外の役務委託(再委託を除く。)</u> などの案件において、書面の交付がなかったことがあると回答した社があったのではないかと。
2. 取引価格の決定	「取引価格の決定について事前に協議をしていない場合があった」 ⇒ 製作会社 27.2%(20.2%) 放送事業者 0.9%(0.9%)	○ 取引価格の設定に関するやり取りについて、放送事業者が「協議を行った」と捉えているものでも、製作会社としては不十分であると捉えて「協議を行っていない(場合があった)」と回答した社があったのではないかと。特に、 <u>長年にわたり同一内容で継続している取引について、「協議」が疎かになっているケースもあったのではないかと。</u>
3. 著作権の帰属	「著作権の取扱いについて事前に協議をしていない場合があった」 ⇒ 製作会社 33.1%(37.1%) 放送事業者 9.1%(4.6%)	○ 著作権及び窓口業務の取扱いに関するやりとりについて、放送事業者が「協議を行った」と捉えているものでも、製作会社としては不十分であると捉えて「協議を行っていない(場合があった)」と回答した社があったのではないかと。特に、 <u>著作権法の基本的な解釈に基づき、「完パケ」の場合は製作会社に、役務委託の場合は放送事業者に著作権が帰属すると認識されている場合で、さらにそれらが契約書面に記載されている場合などにおいて、改めて協議をしない、あるいは協議が疎かになっているケースもあったのではないかと。</u>
4. 取引内容の変更・やり直し	「書面に記載のない事務等の追加発注・やり直しを要請した(された)」 ⇒ 製作会社 15.2%(18.5%) 放送事業者 3.0%(1.2%)	○ 取引内容の変更及びやり直しに関する案件について、放送事業者は「不当とはいえない」あるいは「責任は製作会社側にあった」と捉える一方で、製作会社は「不当といえる」あるいは「責任は放送局側にあった」と捉えて回答した社があったのではないかと。 <u>(「不当」の捉え方の違い)</u>
5. その他	—	○ 一部の放送事業者では、 <u>放送事業者の法務・コンプライアンス部門と製作部門とで下請法の理解や下請取引改善の必要性(切迫感)に差異のあるケースもあったのではないかと。</u>

【4/27-5/31 意見募集（パブコメ）】

1. 全体構成の見直し

現行版は、「問題となりうる事例」を中心に、具体的事例を解説する形で関係法令や留意点等について説明されているが、主要な論点が効率的に把握できるよう、取引価格の決定、著作権の帰属といった大きなテーマごとに再構成・整理。

2. 対象範囲・定義の明確化

現行版では、下請法の対象となる取引（情報成果物作成委託や役務の再委託）の範囲や定義（線引き、外縁）について不明な部分があるため、それらを分かりやすく明確化。

3. 事前協議の重要性を強調

取引価格の決定、著作権・二次利用窓口業務の取扱い、取引内容の変更・やり直し、製作委員会方式（主にアニメ）における局印税の設定等に関し、現行版においても関係者による協議が必要である旨記述されているが、本ガイドラインの「フォローアップ調査」によると、局と製作会社の間において認識が乖離していることが明らかとなっていることから、各事項において事前協議の重要性を強調し、推奨。

4. ベストプラクティスの充実

現行版においても望ましいと考えられる事例の紹介は一部なされているが、適正な取組を更に促進するため、書面交付、支払遅延防止等を担保する発注管理システムの導入や、社内での下請法セミナーの開催など、実態に即した望ましい事例を増加。

5. 概要版（簡易版）の作成

現行版は54ページ、改訂版も80ページを超えるため、現場で実務に携わる人が簡易に参照できるよう、数枚程度の「概要版」（簡易版）を作成。

※ 改訂ガイドラインの遵守の徹底を法的に図る方策を検討中。